業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[2026 年９月 17 日開催　（日本損害保険協会）]

１．2026 事務年度のモニタリング方針について

○　金融庁では、2026 年８月６日に「2026 年 保険モニタリングレポート」、2026 年９月 15 日に 2026 事務年度の金融行政方針を公表した。これらの公表物で示した観点として、損害保険会社にとって重要な課題を４点、申し上げる。

○　まず１点目は、「サイバー保険」について、企業のサイバーリスクへの関心や対策ニーズが高まる一方で、保険会社にはリスク評価や保険料の設定、再保険手配などの課題があると認識している。サイバー攻撃がますます複雑化している中、まずは企業自身によりサイバーセキュリティの向上やレジリエンスの強化が行われることが重要であり、このためにどのようなサイバー保険や付帯サービスのニーズが存在し得るか、それに対し損害保険会社はどのように貢献できるかなど、各損害保険会社と今後、対話を行ってまいりたい。

○　次に２点目は、「アンダーライティングの高度化」について、企業のリスクマネジメントの高度化に向けた検討会において、損害保険会社におけるアンダーライティングの高度化が重要な課題とされた。企業ごとのリスクの違いを的確に把握し、それを引受条件や保険料に適切に反映していくことは、企業側にリスクマネジメントの高度化を促す観点からも重要である。

○　くわえて３点目は、保険会社と保険代理店との適切な関係性の構築についてである。直近の保険業法改正等に伴う内閣府令・監督指針の改正も踏まえて、比較推奨販売の適正化、過度の便宜供与の防止、業務品質の改善等を通じ、顧客本位の業務運営を徹底することが重要である。ただし、保険代理店における業務品質の向上のためには、保険会社と保険代理店との間で両者の理解・協力に基づく継続的な対話を重ね、規模・業務特性に応じた適切な管理態勢が構築されることが重要である。

○　最後に４点目は、グループガバナンスとリスク管理について、大手保険グループにおいては、海外保険事業の買収等による事業拡大により、経営のグローバル化や複雑化が進んでいる。こうした動きは必ずしも保険会社にとど

まるものではないが、企業風土や文化が異なる海外においてどのようなリスクを取り、どのように管理しているのか、また、海外におけるビジネスが、グループ全体の経営戦略と整合的となっているかなど、グループ全体としてより強固なガバナンスの確保や実効的なリスク管理態勢の構築が重要となる。

○　以上を踏まえ、金融庁としては、2026 事務年度のモニタリングを行っていく。

２．自然災害リスク管理等について

○　2026 年７月 28 日に発生した「令和８年熊本地震」及び「令和８年８月千葉豪雨」をはじめとする自然災害について、各損害保険会社においては、保険金支払等の対応に尽力いただいている。引き続き、被災された契約者の置かれた状況にも十分配慮しつつ、迅速かつ適切な保険金支払等に取り組んでいただきたい。

○　くわえて、局所的な豪雨災害の増加や南海トラフ等の大規模地震の発生も想定される中で、今回の災害への対応にとどまらず、今後起こり得る大規模災害に備え、各損害保険会社においては、統合的リスク管理（ERM）の視点に基づき、資本・リスク・リターンのバランスを取った再保険手配や異常危険準備金の積立等を通じて、自然災害リスク管理の一層の高度化に取り組んでいただきたい。

３．比較説明・推奨販売に係る監督指針の改正について

○　金融庁では、2024 年６月 25 日付で公表された「損害保険業の構造的課題と競争のあり方に関する有識者会議」報告書及び 2024 年 12 月 25 日付で公表された金融審議会「損害保険業等に関する制度等ワーキング・グループ」報告書での提言を踏まえ、乗合代理店における適切な比較推奨販売の確保に向け、2026 年８月 28 日に、比較説明・推奨販売に係る「保険会社向けの総合的な監督指針」の改正案及びパブリックコメントの結果等を公表した。

○　監督指針については、乗合代理店においてビジネスモデルや業務フローの見直し、システム対応などが見込まれることから、適用開始日は、2028 年３

月１日としている。今後、保険会社においては乗合代理店における体制整備に関し、様々な指導等を行うこととなるが、その際には、乗合代理店の規模・業務特性を踏まえて、対応していただきたい。

４．特定契約比率規制等に係る監督指針の改正について

○　2024 年６月に公表した「損害保険業の構造的課題と競争のあり方に関する有識者会議」の報告書や、2024 年 12 月に公表した「損害保険業等に関する制度等ワーキング・グループ」の報告書で提言された内容等を踏まえ、2026 年９月 11 日に「保険会社向けの総合的な監督指針」の改正案を公表し、パブリックコメントを開始した。公表した監督指針の改正案に関する御意見は、2026 年 10 月 13 日まで受け付けている。

（参考）今回の主な改正内容
- 企業内代理店に関する規制の再構築（特定契約比率規制）
- 独占禁止法遵守態勢の構築
- 企業向け損害保険商品のモニタリング高度化
- 別個登録の廃止

○　監督指針の改正案については、パブリックコメントで受け付けた意見も踏まえて最終化する予定であるが、日本損害保険協会・各損害保険会社においては、改正後の監督指針の内容も踏まえつつ、損害保険業界全体の信頼回復に向けた取組を引き続き進めるとともに、必要な態勢整備を進めていただきたい。

５．経済価値ベースのソルベンシー規制に係る開示について

○　2026 年３月期より、経済価値ベースのソルベンシー規制が適用開始となり、足元、ソルベンシー比率の算出や情報開示に向けた対応を進めていただいているものと承知している。

○　他方、経済価値ベースのソルベンシー比率（ESR）に係る開示において、複数の保険会社において開示後の訂正が発生している。制度導入初期であることや、開示様式と当局報告様式に差異があることが背景にあると認識しており、金融庁としても報告様式の見直しを含め、分かりやすい制度運営に努めたい。

○　各損害保険会社においても、ESR 開示はステークホルダーとの対話の基盤であることを踏まえ、開示内容の正確性や信頼性の確保に引き続き取り組んでいただきたい。

６．「資産運用サービスの高度化に向けたプログレスレポート 2026」について

○　金融庁においては、資産運用サービスを提供する様々な金融機関について業界横断的なモニタリングを実施し、その結果を、2026 年７月 24 日に「資産運用サービスの高度化に向けたプログレスレポート 2026」として公表した。

○　今回のレポートでは、資産運用会社のミドル・バックオフィス業務や信託銀行の資産管理業務の高度化、企業型 DC・iDeCo の運営環境の改善、PE ファンドの資金調達や投資環境に関する現状と課題などを取り上げている。

○　日本損害保険協会に関連するポイントは、次のとおりである。

・　運営管理機関等が、加入者等の最善の利益に配慮しつつ、安定的かつ質の高い DC サービスを継続的に提供していくためには、制度・業務運営の効率化を通じた持続可能なビジネス構造の確立が重要である。政府における、制度の効率化・シンプル化に向けた大胆な改革の検討と併せて、運営管理機関等においては、高コストな業務の洗い出しや制度改善の提案を行うとともに、運営面でも、例えば、レコードキーパーが複数あることが加入者等にとってプラスかという点に留意しつつ、中長期的なあるべき姿や必要な対応について、業界全体で深度ある検討をお願いしたい。

○　各金融機関には、資産運用サービスの高度化に向け、本レポートを参考に、深度ある分析・検証を行い、必要に応じて、改善を検討していただきたい。金融庁としても、対話等を通じてその進捗状況等を継続的にフォローアップしていく。

７．風水害リスクに関する金融機関の取組の動向や課題について

○　2026 年７月 17 日、金融庁は、気候関連リスクのうち、風水害に起因する損失リスク（風水害リスク）について、金融機関の管理態勢等に関する調査

結果を取りまとめ、「風水害リスクに関する金融機関の取組の動向や課題」として公表した。

○　同レポートでは、各金融機関にとって実践的な参考事例等を提供することを目的として、風水害リスクに関する金融機関の取組動向や課題について取りまとめており、金融機関において

・　総じて風水害リスクを重要な経営リスクの一つとして位置づけ、リスク分析の精緻化や投融資判断への活用などリスク管理の進展がみられたこと

・　それぞれの業態のビジネスモデルに応じた顧客支援の取組が進展していること

・　災害対応の経験を踏まえ、金融機関自身の業務継続計画（BCP）や適応策の見直し等も進められていること

等を記載している。金融機関においては、風水害リスクをはじめとした気候関連リスク対応に関する、より良い実務の構築に向けて参考にしていただきたい。

○　金融庁としては、金融機関の規模や特性、風水害リスクの状況等に応じ、各金融機関における気候変動対応の進め方が異なることを踏まえつつ、気候関連リスク管理や顧客支援の取組を、引き続き注視していく。

（参考）「風水害リスクに関する金融機関の取組の動向や課題」の公表について：金融庁
https://www.fsa.go.jp/news/r8/sonota/20260717/20260717.html

８．AI 脅威に対する金融分野のサイバーセキュリティ対策の強化について

○　2026 年７月 31 日、第６回サイバーセキュリティ戦略本部において、金融分野を含む重要インフラ事業者等において分野横断的に講ずべきサイバーセキュリティ対策の指針となる「重要インフラ統一基準」が決定された。同本部では、AI 性能の高度化を踏まえた政府全体のサイバーセキュリティ対策パッケージである「Project YATA-Shield」の取組も示された。

○　金融庁としては、2026 年５月にフロンティア AI による脅威変化を踏まえた短期的な対応について要請を行っており、本要請に関する考え方等を整理した補助文書を３回に分けて発出している。金融機関においては、これらの

補助文書も参考にして、短期的な対応を着実かつ早急に進めていただきたい。

(参考)
6月12日：要請文の「②優先的に対応すべきサービス／ITシステムを特定する」について補助文書その１を発出
7月３日：要請文の「⑥パッチ適用プロセスをリスクベースにする」について補助文書その２を発出
7月10日：要請文の「⑤ベンダーとの維持保守契約の内容を確認する」並びに「⑧優先サービス／ITシステムの停止に備える」について、補助文書その３を発出

○　さらに、2026年７月には、サイバーセキュリティ対策強化に向けた取組の一環として、サイバーセキュリティに関する自己点検シート（サイバーセキュリティセルフアセスメント（CSSA））を、業界団体を通じて各金融機関に送付し、自己評価の実施を依頼している。今回のCSSAには、2026年５月22日に発出した要請文を踏まえた設問を含んでいるため、自組織の対応状況を十分に確認の上、適切に回答いただくようお願いしたい。

９.「金融分野におけるITレジリエンスに関する分析レポート」の公表等について

○　2026年７月30日に、「金融分野におけるITレジリエンスに関する分析レポート」を公表した。

○　金融業界におけるITの複雑化、サードパーティへの依存の高まり、サイバー攻撃の高度化等を背景として、金融機関の経営、ひいては金融システムの安定に影響を及ぼし得るリスクが一層高まっている。

○　経営陣においては、本レポートも参考に、ITリスク及びサイバーリスクを経営上のトップリスクとして認識し、自組織のガバナンス、管理態勢、投資、人材育成並びにサードパーティリスク管理について不断に見直し、その実効性を継続的に高めていただきたい。

○　また、各種対策を講じていたとしても、なお障害又はインシデントは発生し得るとの前提に立ち、ITレジリエンスを強化する必要がある。

○　金融庁としては、金融機関の自助及び金融業界の共助を促進するとともに、検査・モニタリングに加え、意見交換、情報共有、ガイダンスの提供、演習等の機会の提供といった公助の取組を推進していく。

10. 顧客口座・アカウントへの不正アクセス・不正取引に係る監督指針の改正について

○　証券口座への不正アクセス・不正取引事案は、証券業界に限らず、金融業界の信頼を揺るがしかねないものである。このため、2025 年７月には、フィッシング耐性のある多要素認証の導入といった対策強化を要請するとともに、各業態の特性に応じて講ずべき対応を盛り込む形で監督指針を改正し、2026 年７月 17 日から適用した。

○　こうした中、保険業界においても、保険会社を装って支払いを誘導するフィッシング被害が発生しており、各保険会社においては、自社で被害が確認されていない場合であっても他人事と捉えることなく、対応可能なものから順次速やかに対策を講じていただきたい。

11.「マネー・ローンダリング等及び金融犯罪対策の取組と課題（2026 年７月）」の公表について

○　2026 年７月３日、「マネー・ローンダリング等及び金融犯罪対策の取組と課題（2026 年７月）」を公表した。

○　マネー・ローンダリング（以下、マネロン）等対策については、2024 年３月末の態勢整備期限を過ぎて、ほぼ全ての金融機関において基礎的な態勢整備を完了しており、金融活動作業部会（FATF）第５次対日相互審査も見据え、直面するリスクに応じて継続的に態勢を高度化することが重要である。金融庁も、2025 事務年度より検査等において各金融機関における有効性検証の取組状況を確認してきており、本レポートでは確認された課題事例等について紹介している。

○　金融犯罪対策については、被害状況が年々、深刻な状況となっている中、金融機関においては、他の金融機関や警察との情報共有・連携が重要となっており、こうした連携に係る取組等について記載している。

○　各金融機関においては、本レポートも参考に、自らのマネロン等対策・金融犯罪対策の高度化に取り組んでいただきたい。

12.「成長投資を促進するための金融戦略」について

○　2026 年７月 21 日、「経済財政運営と改革の方針 2026」「日本成長戦略」「地域未来戦略」等が閣議決定された。

○　金融庁関連の主な施策は、「日本成長戦略」に基づき同日に公表された、「成長投資を促進するための金融戦略」に盛り込まれている。

○　本戦略では、成長投資を支える官民双方の金融やインベストメントチェーンの機能強化を通じた「強い経済」の実現に向け、

①　17 の戦略分野等への成長投資を支える金融機関・市場の機能強化、地域金融力の強化、

②　企業の中長期的な企業価値向上に向けた成長投資を促進するためのガバナンス改革、

③　家計の安定的な資産形成の促進など、国民が経済成長の成果を最大限享受するための環境整備、

④　AI 時代を見据えたオンチェーン金融の推進など、金融インフラへの投資の促進、

といった施策を盛り込んでいる。

○　自然災害や地政学リスク等の対応に関する施策を盛り込んでおり、御意見・御要望などがあればぜひお寄せいただきたい。

13. 金融行政方針の公表について

○　2026 年９月 15 日、2026 事務年度の金融行政方針を公表した。これは、金融庁が各事務年度において、重点的に実施する施策を明確化するものである。

○　2026 事務年度の金融行政方針は、2026 年７月に「成長投資を促進するための金融戦略」が策定・公表されたばかりであることを踏まえ、金融戦略との記載の重複を避けつつ、補完が必要な項目を中心に作成したものであり、この方針に掲げた施策だけでなく、金融戦略に掲げられた施策の着実な具体化・実行にも取り組んでいく。

○　金融行政方針を端緒として、各損害保険会社と課題認識等を共有し、かみ

合ったコミュニケーションに繋げていきたい。金融庁の施策について、御不明な点、御懸念又は御提言があればお問合せいただきたい。

14. 令和９年度税制改正要望について

○　2026 年８月 31 日、令和９年度の税制改正要望項目を公表した。

○　主な項目としては、

・　「資産運用立国」の推進に向けた措置として、「NISA の利便性向上等」、「銀行等の投資専門子会社による中小企業への出資に関する特例措置」、「金融所得課税の一体化」、

・　子育て世代への支援に向けた措置として、「生命保険料控除制度の拡充の恒久化等」、

・　金融イノベーションの推進に向けた措置として、「特定信託受益権（信託型ステーブルコイン）に係る所要の措置」

を要望している。

○　今後、年末に向けて議論が本格化していくため、損害保険業界においても、引き続き、御協力をお願いしたい。

15. 2026 年９月 G20/G7 財務大臣・中央銀行総裁会議における主な議論

○　2026 年８月 31 日から９月１日にかけて、米国・アシュビルにおいて G20 及び G7 財務大臣・中央銀行総裁会議が開催された。会合における金融関連の主な内容を紹介する。

・　AI について、G7 では、フロンティア AI の急速な進展への対応について議論が行われた。片山大臣からは、脆弱性への対応に当たっては優先順位の特定が重要であること、多層防御等の基本的なサイバーセキュリティ対策を着実に進めることが重要であること、開発・検証時における安全装置（ガードレール）について早急に議論を深めることが重要であることなどを指摘した。

・　G20 では、議長総括において、金融セクターにおける AI の健全な導入の

重要性が強調された。本件について、金融安定理事会（FSB）は 2026 年６月に市中協議報告書を公表しており、組織全体の AI ガバナンスや AI の開発から運用までのライフサイクル管理に適用できる 12 の健全な実務慣行を提示した。今回の G20 議長声明も、市中協議報告書の最終化への期待を明記している。

・　デジタル資産については、ステーブルコインなどデジタル金融のイノベーションが幅広い経済成長を支え、その担い手として民間セクターが重要な役割を果たすとの考え方を示した。同時に、金融安定や AML/CFT を確保し、通貨・決済システムへの信認を維持することの重要性も確認された。

・　「現代化」については、強固で持続的な経済成長を支えるため、金融安定性を確保し、金融システムの強靭性及び効率性を促進することにより、規制監督上の枠組みの現代化にコミットしていることが確認された。今後、FSB から本論点に関する市中協議報告書が公表される予定である。

・　金融リテラシーと詐欺対策については以下のとおりとされた。金融リテラシーは家計の健全性やウェルビーイングの基盤と位置付けられた。2026 年春の G20 関連イベントで片山大臣が発信した「全てのライフステージに応じた金融教育」という考え方を反映する形で、高齢者を含むあらゆる世代に向けた金融教育を拡大することの重要性が強調されている。くわえて、金融教育が資産形成等のためだけでなく、デジタル技術の悪用等により急増する詐欺対策の重要な手段であることも強調された。

○　いずれのテーマにおいても、イノベーションによる経済成長の実現と、金融システムの安定の確保の双方を達成することが重要である。これらは相互補完的であるとの認識のもと、今回の G7・G20 で示された方向性も踏まえ、引き続き、各金融機関の意見を伺いながら国際的な議論に貢献してまいりたい。

16. 令和８年７～９月に発生した災害等への対応について

○　令和８年熊本地震並びに令和８年８月千葉豪雨、令和８年７月 17 日から 18 日にかけての大雨に伴う災害、令和８年８月 27 日からの大雨に伴う災害、令和８年台風第 24 号及び前線による大雨に伴う災害等により、被災された方々に対して、心よりお見舞い申し上げる。

○　これらの災害等に関し、熊本県、千葉県、栃木県、富山県、石川県、福井県、鹿児島県及び愛知県内に災害救助法が適用されたことを受け、各財務局と日本銀行との連名で「金融上の措置要請」を関係金融機関に発出した。

○　くわえて、令和８年熊本地震については、事業者への資金繰り支援の徹底等に向けて、2026 年７月 31 日付で、官民金融機関に対して関係省庁連名による要請を発出した。

○　各金融機関においては、こうした要請も踏まえ、被災者の声やニーズを十分に把握の上、被災者の立場に立ったきめ細やかな支援対応を改めてお願いしたい。

（参考）災害救助法適用の状況

○災害名			
地方公共団体名	法適用日　（内閣府公表日）	管轄局	措置要請日
○令和８年熊本地震			
熊本県	７月 28 日（７月 28 日）	九州財務局	７月 29 日
○令和８年８月千葉豪雨			
千葉県	８月 13 日（８月 13 日）	関東財務局	８月 14 日
○令和８年７月 17 日から 18 日にかけての大雨			
栃木県	７月 17 日（８月 20 日）	関東財務局	８月 21 日
○令和８年８月 27 日からの大雨			
富山県、石川県	８月 27 日（８月 27 日）	北陸財務局	８月 27 日
福井県	８月 29 日（８月 30 日）	北陸財務局	８月 31 日
○令和８年台風第 24 号及び前線による大雨			
鹿児島県	９月４日（９月５日）	九州財務局	９月７日
愛知県	９月８日（９月９日）	東海財務局	９月９日

17. 価格転嫁・取引適正化に向けた対応について

○　2026 年６月１日、「第５回中堅企業・中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議・第３回賃上げに向けた中小企業等の活力向上に関するワーキンググループ合同会議」が開催され、価格転嫁・取引適正化を阻害する商慣習が取り上げられた。

○　また、2026 年６月 26 日、中小企業庁より、価格交渉促進月間（2026 年３

月）フォローアップ調査結果が公表され、金融・保険業の価格転嫁率は 56.5%（全 32 業種中 11 位）であった。

○　各金融機関においては、こうした状況も踏まえながら、物価上昇を上回る賃上げを実現・定着させるべく、引き続き、価格転嫁・取引適正化に向けて適切に対応していただきたい。

18. 認知症サポーター養成の推進等について

○　各金融機関においては、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」や「認知症施策推進基本計画」等を踏まえ、認知症の方に寄り添った金融サービスの提供等に努めていただいている。

○　特に、同基本計画において取り組むこととされている「認知症サポーターの養成の推進」については、2026 年６月末日時点の認知症サポーター数は、各金融機関のサポーター含め全体で約 1,721 万人であった。2025 年同時点（約 1,635 万人）より約５%増と着実に増加しており、共生社会の実現の推進に向けた一層の取組を期待している。

○　2026 年９月は、同法に基づく「国民の間に広く認知症についての関心と理解を深めるため」の認知症月間、また、2026 年９月 21 日は認知症の日である。各金融機関においては、「認知症の方が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう」、引き続き、認知症の方に対する必要かつ合理的な配慮に努めていただきたい。

19. 身寄りのない高齢者等に関する適切な対応について

○　高齢者等終身サポート事業者ガイドライン（2024 年６月に策定）については、2024 年６月の意見交換会においても、高齢者等終身サポート事業者が高齢者本人の代理人として手続を行う場合において、顧客利便の観点も踏まえて適切な対応をお願いしたい旨、周知した。

○　その後、金融機関からは、代理人として活用する観点からは、優良な事業者であることを認定する仕組みの導入等が活用の後押しになるとの声が聞かれる。

○　こうした点について、

・　2025 年に設立された高齢者等終身サポート事業者の事業者団体において、利用者が不安なく事業者を選択できる仕組みの構築のため、厳格な審査を通じて優良事業者を認定する制度を検討中であるほか、

・　2026 年６月 19 日に成立した改正社会福祉法において、身寄りのない高齢者や判断能力の低下が見られる者に対し、日常生活支援や入院・死後事務などを無料又は低額な料金で提供する事業が新たに「第二種社会福祉事業」に位置付けられるなど、

高齢者等をサポートする事業の質の向上を目指す動きが進んでいる。

○　くわえて、政府では、「経済財政運営と改革の基本方針 2026」（骨太方針 2026）において、身寄りのない高齢者等の支援に取り組む旨を掲げた。

○　保険会社においては、認知症に備える保険など、既に様々な保険商品を提供していると承知しているが、このような動きも踏まえ、引き続き高齢者等の安全性・利便性の向上に資する取組をお願いしたい。

（参考１）骨太方針 2026（2026 年７月 21 日閣議決定、抜粋）

第２章　日本の成長力強化と安全・安心の確保

１.「強い経済」の実現

（４）人材力の強化・人材総活躍

（人材総活躍・誰一人取り残されない社会の実現）

若者や女性を含めた労働者の「働きがい」と「働きやすさ」の向上に向けて、男女間賃金差異の是正等に向けた職場の雇用管理上の問題への対応、「成長戦略」分野における女性活躍、仕事と育児・介護等との両立支援、性差に基づく健康問題への対応、女性の活躍を阻む固定的な性別役割分担意識等の解消等について、関連する基本計画等に基づく取組を強力に進める。「地域働き方・職場改革」等を通じて地方公共団体の関連する取組も後押しする。さらに、就職氷河期世代等の就業・処遇改善や社会参画を促すため、「新たな支援プログラム」の実施に取り組む。

誰一人取り残されない社会を目指し、孤独・孤立対策として、「重点計画」に沿って「予防」の観点を重視した居場所・つながりづくり等の対策に取り組むＮＰＯ等を支援する。また、新しい成年後見制度の適正な推進や地域の権利擁護支援体制の確保を図るとともに、身寄りのない高齢者等、ひきこもりや困難な問題を抱える女性の支援、生活困窮者自立支援制度や自殺対策など地域共生社会の推進、障害者の自立及び社会参加等のための施策に取り組む。旧優生保護法補償金等の支給を着実に進める。

社会課題の解決に向けて、休眠預金等活用制度等を通じたＮＰＯ法人の支援、公益法人・信託による公益活動の促進、ＰＦＳの普及に取り組む。

（参考２）保険会社における取組

一部の保険会社では、

・　高齢者等終身サポート事業者との提携による身元保証・生活支援・任意後見・死後事務サービスの紹介や、
・　契約者が希望する場合に、認知症保険金の受取人として、高齢者等終身サポート事業者を設定し、保険金を任意後見サービス費用に充当するような商品提供、

などに取り組んでいる。

20. 見守りネットワークへの参画促進について

○　2026 年６月 11 日、消費者庁と連名で消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）への参画をお願いする周知文を発出した。

○　認知症や一人暮らしの高齢者、障がい者などを狙った犯罪被害の拡大が懸念される中、金融機関が参画している見守りネットワークは全体の約２割となっている。

○　見守りネットワークの構成員間では、消費者安全法上、消費生活上特に配慮を要する消費者に関する情報の共有が可能となっており（参考）、

・　地域金融機関の窓口職員が認知症対応支援講座を受講して、認知症高齢者などの早期発見や消費者トラブルの未然防止に貢献している、

・　生命保険会社が、顧客宅訪問時に一人暮らし高齢者の異変を察知し、行政・警察への連絡や相談窓口の案内を実施する

など、見守りネットワークに加盟して積極的な取組をしている金融機関もあると承知している。

○　こうした現状を踏まえ、金融機関においては、支店などが所在する各地域において、見守りネットワークへの参画を積極的に検討していただきたい。

○　あわせて、地域住民との接点を活かして窓口対応・顧客訪問時に注意を呼び掛けるなど、引き続き消費者被害の防止に御協力をお願いしたい。

（参考）消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）（抄）
（協議会の事務等）
第十一条の四　協議会は、前条の目的を達成するため、必要な情報を交換するとともに、消費者安全の確保のための取組に関する協議を行うものとする。
２　（略）
３　協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成員が行う消費者安全の確保のための取組に関し他の構成員から要請があった場合その他の内閣府令で定める場合において必要があると認めるときは、構成員に対し、消費生活上特に配慮を要

する消費者に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4　（略）

（以　上）